

公布条例のあらまし

◇奈良県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

- 1 都道府県知事保存附票本人確認情報を利用することができる事務
住民基本台帳法（以下「法」という。）の条例で定める事務は、別表第一の一部とすることとした。
- 2 都道府県知事保存附票本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び事務
法に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関及び事務は、次のとおりとすることとした。

知事以外の執行機関	事 務
教育委員会	別表第二教育委員会の項に掲げる事務
選挙管理委員会	別表第二選挙管理委員会の項に掲げる事務
公安委員会	別表第二公安委員会の項に掲げる事務

- 3 知事以外の執行機関への都道府県知事保存附票本人確認情報の提供方法
知事が行う法の規定による都道府県知事保存附票本人確認情報の知事以外の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に都道府県知事保存附票本人確認情報を送信する方法により行うものとする。こととした。
- 4 附票本人確認情報の保護に関する審議会
奈良県住民基本台帳ネットワークシステム審議会において、附票本人確認情報の保護に関する審議を行うこととした。
- 5 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 6 施行期日
規則で定める日から施行することとした。

◇奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

1 附属機関の設置

新西和医療センター整備基本計画検討委員会を設置し、新西和医療センター整備基本計画に関する重要事項についての審議に関する事務を担当させることとした。

2 附属機関の廃止

次の附属機関を廃止することとした。

- (1) あしたのなら表彰及びならビューティフルシニア表彰選考委員会
- (2) 県内大学生が創る奈良の未来事業審査委員会
- (3) 奈良県私立学校教育経常費補助金選定委員会
- (4) 奈良県感染症委員会
- (5) 奈良県肝炎対策推進協議会
- (6) 奈良県結核対策推進協議会
- (7) 吉城園周辺地区事業者選定委員会
- (8) 高畑町裁判所跡地事業者選定委員会
- (9) 奈良公園魅力向上事業事業者選定委員会

3 施行期日

令和六年四月一日から施行することとした。

◇県費負担教職員定数条例及び奈良県立高等学校等職員定数条例の一部を改正する条例

1 県費負担教職員定数条例の一部改正関係

職員の定数について、次のとおり改めることとした。

県費負担教職員

七、二三〇人 ↓ 七、二三二人

2 奈良県立高等学校等職員定数条例の一部改正関係

職員の定数について、次のとおり改めることとした。

中学校及び高等学校

一、七九二人 ↓ 一、七八一人

特別支援学校

一、〇六三人 ↓ 一、〇六五人

2 施行期日

令和六年四月一日から施行することとした。

◇職員の子育休休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

1 職員の育休休業等に関する条例の一部改正

職員の申告を考慮して勤務時間を割り振る制度の適用を受ける育休短時間勤務職員が勤務できる時間の範囲を、一日につき午前五時から午後十時までの間に拡大することとした。

2 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

(1) 職員の申告を考慮して勤務時間を割り振る制度における勤務時間を割り振らない日を設ける措置の対象となる職員の範囲を、育休又は介護を行う職員に限定しないこととした。

(2) 任命権者は、次に掲げる場合には、人事委員会規則の定めるところにより、休憩時間を一斉に与えないことその他の休憩時間の基準について別段の定めをすることができるとすることとした。

ア 職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要があるとき。

イ 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、又は能率を著しく阻害するとき。

ウ 職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当であるとき。

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

4 施行期日等

(1) 令和七年一月一日から施行することとした。

(2) 関係条例について、所要の規定の整備を行うこととした。

◇奈良県設置条例の一部を改正する条例

1 部の名称の変更

文化・教育・くらし創造部を地域創造部に、水循環・森林・景観環境部を環境森林部に、産業・観光・雇用振興部を産業部に、食と農の振興部を食農部に変更することとした。

2 部の所掌事務の変更

地域創造部の所掌事務のうち、生活衛生に関することを福祉医療部の所掌事務に変更することとした。

3 施行期日

令和六年四月一日から施行することとした。

◇知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 特例措置の実施期間

特例措置の実施期間を次のとおり改定することとした。

平成十五年四月一日から令和六年三月三十一日まで ↓ 平成十五年四月一日から令和七年三月三十一日まで

2 施行期日

令和六年四月一日から施行することとした。

◇奈良県手数料条例等の一部を改正する条例

1 使用料及び手数料の額の改定等

次の使用料及び手数料の額の改定等を行うこととした。

(1) 奈良県手数料条例の一部改正関係

ア 危険物の取扱作業の保安に関する講習手数料の改定

イ 高压ガス製造許可申請手数料の改定

ウ 指定介護療養型医療施設指定更新申請手数料等の廃止

エ 建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外となる大規模の修繕又

は大規模の模様替に係る認定申請手数料等の新設

オ マンション管理計画認定申請手数料等の新設

カ 危険物取扱者試験手数料の改定

キ 消防設備士試験手数料の改定

(2) 奈良県情報公開条例の一部改正関係

開示請求に係る手数料等の新設等

(3) 奈良県森林技術センター条例の一部改正関係

- (4) 奈良県森林技術センターにおける試験手数料等の改定
- (4) 奈良県産業振興総合センター手数料条例の一部改正関係
- 奈良県産業振興総合センターにおける試験手数料の改定
- (5) なら食と農の魅力創造国際大学校条例の一部改正関係
- フードクリエイティブ学科に係る短期の研修の受講料の新設
- (6) 奈良県道路附属物自動車駐車場駐車料金徴収条例の一部改正関係
- 奈良登大路地下自動車駐車場の使用料の改定
- (7) 奈良県自動車駐車場及び奈良県自動車乗降場条例の一部改正関係
- 奈良登大路自動車駐車場の使用料の改定
- (8) 奈良県警察手数料条例の一部改正
 - ア 警備業認定証再交付手数料等の廃止
 - イ 探偵業届出証明書交付手数料等の廃止
 - ウ 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習手数料の改定
 - エ 運転代行業認定証再交付手数料等の廃止
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 施行期日等
 - (1) 令和六年四月一日から施行することとした。ただし、次に掲げるものは、それぞれの日から施行することとした。
 - 1の(1)のア、カ及びキ 令和六年五月一日
 - 1の(2) 令和六年六月一日
 - 1の(6)及び(7) 令和六年七月一日
 - (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

- 1 条例の規定についての検討時期
- 令和十年度を目途として、再度、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするものとした。
- 2 施行期日
- 令和六年四月一日から施行することとした。

◇奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

1 定義

- (1) この条例において「特定個人番号利用事務」とは、法に規定する特定個人番号利用事務をいうこととした。
- (2) この条例において「利用特定個人情報」とは、法に規定する利用特定個人情報をいうこととした。

2 個人番号の利用範囲

- (1) 知事又は教育委員会が個人番号を利用することができる事務は、特定個人番号利用事務とすることとした。
- (2) 知事又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができることとした。

3 提供することができる特定個人情報

- (1) 教育委員会から知事への特定個人情報の提供を行う事務を処理するために提供することができる特定個人情報は、利用特定個人情報とすることとした。
- (2) 知事から教育委員会への特定個人情報の提供を行う事務の一部を処理するために提供することができる特定個人情報は、利用特定個人情報とすることとした。

4 施行期日

規則で定める日から施行することとした。

◇奈良県子ども・子育て支援推進会議条例の一部を改正する条例

1 組織

奈良県子ども・子育て支援推進会議（以下「推進会議」という。）は、会長及び委員十二人以内で組織していたが、委員十五人以内で組織することに変更することとした。

2 会長

推進会議に、会長を置き、委員の互選によりこれを定めることとした。

3 施行期日等

(1) 令和六年四月一日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県安心子ども基金条例の一部を改正する条例

1 条例の有効期限の延長

条例の有効期限を令和十二年六月三十日までとすることとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇奈良県子ども家庭相談センター設置条例の一部を改正する条例

1 婦人相談所の廃止及び女性相談支援センターの設置

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定に伴い、売春防止法に基づく婦人相談所を廃止し、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく女性相談支援センターを奈良県中央子ども家庭相談センターに設置することとした。

2 施行期日

令和六年四月一日から施行することとした。

◇奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 自立支援計画の策定に係る意見聴取

乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の長（2において「乳児院等の長」という。）は、それぞれの施設の目的を達成するため、入所中の個々の乳幼児、母子及び児童（1において「乳幼児等」という。）について、年齢、発達の状況その他の当該乳幼児等の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、乳幼児等の意見又は意向、乳幼児等やその家庭の状

況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならないこととした。

2 乳児院等の長が連携しなければならない関係機関の追加
乳児院等の長が連携しなければならない関係機関に里親支援センターを追加することとした。

3 児童発達支援センターの一元化
福祉型及び医療型児童発達支援センターの設備及び運営の基準を、児童発達支援センターの設備及び運営の基準に一元化することとした。

4 里親支援センターの設備の基準

(1) 里親支援センターには、事務室、相談室等の里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者（5の(2)ウ及び9において「里親等」という。）が訪問できる設備その他事業を実施するために必要な設備を設けなければならないこととした。

(2) 里親支援センターの内装等については、木が安らぎを与える効用及び断熱性、調湿性等に優れた性質を有することに鑑み、木材の利用に配慮するものとすることとした。

5 里親支援センターの職員

(1) 里親支援センターには、里親制度等普及促進担当者、里親等支援員及び里親研修等担当者を置かなければならないこととした。

(2) 里親制度等普及促進担当者、里親等支援員及び里親研修等担当者は、次のいずれかに該当する者でなければならないこととした。

ア 児童福祉法（以下「法」という。）に規定する児童福祉司の任用資格に該当する者

イ 里親として五年以上の委託児童（法の規定により里親に委託された児童をいう。6のイにおいて同じ。）の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等（児童福祉法施行規則に規定する養育者等をいう。6のイにおいて同じ。）若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

ウ 里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進及び新たに里親になることを希望する者の開拓、里親等への支援の実施又は里親及び里親になろうとする者への研修の実施に関して、知事がア又はイに該当する者と同等以上の能力を有すると認めらる者

6 里親支援センターの長の資格

里親支援センターの長は、次のいずれかに該当し、かつ、法に規定する里親支援事業の業務の十分な経験を有する者であつて、里親支援センターを適切に運営する能力を有するものでなければならぬこととした。

ア 法に規定する児童福祉司の任用資格に該当する者

イ 里親として五年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

ウ 知事がア又はイに該当する者と同等以上の能力を有すると認めらる者

7 里親支援センターにおける里親支援

里親支援センターにおける支援は、里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進、新たに里親になることを希望する者の開拓、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者及び里親になろうとする者への研修の実施、法の規定による児童の委託の推進、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親又は小規模住居型児童養育事業に従事する者に養育される児童及び里親になろうとする者への支援その他の必要な支援を包括的に行うことにより、里親に養育される児童が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的として行わなければならないこととした。

8 里親支援センターが行う業務の質の評価等

里親支援センターは、自らその行う法に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならないこととした。

9 里親支援センターの長による関係機関との連携

里親支援センターの長は、県、市町村、児童相談所及び里親に養育される児童の

通学する学校並びに必要なに応じ児童福祉施設、児童委員等関係機関と密接に連携して、里親等への支援に当たらなければならないこととした。

10 その他所要の規定の整備を行うこととした。

11 施行期日等

(1) 令和六年四月一日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 重要事項等の提供

無料低額宿泊所は、重要事項等を記した文書の交付等に代えて、電磁的記録媒体をもって調製するファイルに重要事項等を記録したものを交付する方法により提供することができることとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇奈良県障害者総合支援センター条例等の一部を改正する条例

1 奈良県障害者総合支援センターが行う事業の変更

奈良県障害者総合支援センターは、児童福祉法に規定する児童発達支援センターとして、同法に規定する児童発達支援その他の事業を行うこととすることとした。

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

令和六年四月一日から施行することとした。

◇奈良県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

1 指定障害者支援施設の一般原則の追加

(1) 指定障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならないこととした。

(2) 指定障害者支援施設は、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービスの利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービスの利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならないこととした。

2 従業者の員数に係る変更

指定障害者支援施設が生活介護及び自立訓練（機能訓練）を行う場合に置くことができる従業者に、言語聴覚士を加えることとした。

3 施設障害福祉サービスの取扱方針の追加

施設障害福祉サービスの取扱方針に、指定障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならないことを追加することとした。

4 施設障害福祉サービス計画の作成等の変更

(1) サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、支援内容を検討しなければならないこととした。この場合において、サービス管理責任者は、7の(1)の地域移行等意向確認担当者が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとした。

(2) アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断力等について丁寧に把握しなければならないこととした。

(3) サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に利用者及び地域移行等意向確認担当者を招集するとともに、当該会議において、利用者

の生活に対する意向等を改めて確認するものとする事とした。

(4) サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を、利用者及び当該利用者に対して指定計画相談支援を行う者に交付しなければならないこととした。

5 サービス管理責任者の責務の追加

サービス管理責任者の責務として、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならないことを追加することとした。

6 地域との連携等

(1) 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならないこととした。

(2) 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）（以下6において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととした。

(3) 指定障害者支援施設は、(2)の地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設を見学する機会を設けなければならないこととした。

(4) 指定障害者支援施設は、(2)の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならないこととした。

(5) (2)から(4)までは、指定障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しないこととした。

7 地域移行等意向確認担当者の選任等

(1) 指定障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービスの利用状況等の

把握及び利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービスの利用に関する意向の定期的な確認（以下7において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならないこととした。

(2) 地域移行等意向確認担当者は、(1)の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握し、又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならないこととした。

(3) 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法に規定する事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならないこととした。

8 協力医療機関等

(1) 指定障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する第二種協定指定医療機関（2）において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同法に規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症をいう。（2）において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならないこととした。

(2) 指定障害者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合において、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならないこととした。

9 その他所要の規定の整備を行うこととした。

10 施行期日等

(1) 令和六年四月一日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 障害者支援施設の一般原則の追加

(1) 障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、

利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならぬこととした。

(2) 障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービスの利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービスの利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならないこととした。

2 職員の配置の基準の変更
障害者支援施設が生活介護及び自立訓練（機能訓練）を行う場合に置くことができる職員に、言語聴覚士を加えることとした。

3 施設障害福祉サービスの取扱方針の追加
施設障害福祉サービスの取扱方針に、障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならぬことを追加することとした。

4 施設障害福祉サービス計画の作成等の変更
(1) サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、支援内容を検討しなければならないこととした。この場合において、サービス管理責任者は、7の(1)の地域移行等意向確認担当者が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとした。

(2) アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断力等について丁寧に把握しなければならないこととした。

(3) サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に利用者及び地域移行等意向確認担当者を招集するとともに、当該会議において、利用者の生活に対する意向等を改めて確認するものとした。

(4) サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を利用者及び当該利用者に対して指定計画相談支援を行う者に交付しなければならないこととした。

5 サービス管理責任者の責務の追加

サービス管理責任者の責務として、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならないことを追加することとした。

6 地域との連携等

(1) 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならないこととした。

(2) 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）（以下6において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととした。

(3) 障害者支援施設は、(2)の地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設を見学する機会を設けなければならないこととした。

(4) 障害者支援施設は、(2)の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならないこととした。

(5) (2)から(4)までは、障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しないこととした。

7 地域移行等意向確認担当者の選任等

(1) 障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービスの利用状況等の把握及び利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービスの利用に関する

意向の定期的な確認（以下7において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならないこととした。

(2) 地域移行等意向確認担当者は、(1)の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握し、又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならないこととした。

(3) 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法に規定する事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならないこととした。

8 協力医療機関等

(1) 障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する第二種協定指定医療機関（(2)において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同法に規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症をいう。(2)において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならないこととした。

(2) 障害者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならないこととした。

9 その他所要の規定の整備を行うこととした。

10 施行期日等

(1) 令和六年四月一日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

1 指定児童発達支援の一元化

指定医療型児童発達支援及び指定児童発達支援の人員、設備及び運営の基準を、

指定児童発達支援の人員、設備及び運営の基準に一元化することとした。

2 管理者の兼務範囲の明確化

指定児童発達支援事業者の管理者が、管理上支障がない場合に職務に従事することができるとする他の事業所は、同一敷地内にあることを要しないこととした。

3 指定児童発達支援の取扱方針の追加

指定児童発達支援の取扱方針に、次の事項を追加することとした。

(1) 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができよう、障害児及びその通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

(2) 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえ、た指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。3及び4において同じ。）の確保並びに指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

4 指定児童発達支援の取扱方針の変更

(1) 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、指定児童発達支援事業所の従事者による評価を受けた上で、自ら評価（②において「自己評価」という。）を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の通所給付決定保護者（②において「保護者」という。）による評価（②において「保護者評価」という。）を受けて、その改善を図らなければならないこととした。

(2) 指定児童発達支援事業者は、おおむね一年に一回以上、自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととした。

(3) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（3の②の領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととした。

5 障害児の地域社会への参加及び包摂の推進

指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、

地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めなければならないこととした。

6 児童発達支援計画の作成等の変更

(1) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう支援内容を検討しなければならないこととした。

(2) 児童発達支援計画に記載する指定児童発達支援の具体的内容は、3の(2)の領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえたものでなければならないこととした。

(3) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に係る会議において、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保するものとする事とした。

(4) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を、通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援（児童福祉法の指定障害児相談支援をいう。）を提供する者に交付しなければならないこととした。

7 児童発達支援管理責任者の責務の追加

児童発達支援管理責任者の責務として、次の事項を追加することとした。

業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

8 準用

(1) 3、4の(3)、6及び7は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用することとした。

(2) 3の(2)、4の(1)及び(2)並びに5から7までは、指定保育所等訪問支援の事業について準用することとした。

9 その他所要の規定の整備を行うこととした。

10 施行期日

- (1) 令和六年四月一日から施行することとした。ただし、9の一部は、規則で定める日から施行することとした。
- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

1 指定障害児入所施設等の一般原則の変更

指定障害児入所施設等は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「入所支援計画」という。）及び障害児（十五歳以上の障害児に限る。）が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画（以下「移行支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供することにも、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならないこととした。

2 指定入所支援の取扱方針の追加

施設障害福祉サービスの取扱方針に、次の事項を追加することとした。

- (1) 指定福祉型障害児入所施設は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければならない。
- (2) 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

3 入所支援計画の作成等の変更

- (1) 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう支援内容を検討しなければならないこととした。

(2) 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、入所支援計画の原案について意見を求めるものとする事とした。

4 移行支援計画の作成等

(1) 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に移行支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする事とした。

(2) 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、アセスメントを行い、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な支援内容の検討をしなければならないこととした。

(3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、当該支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成しなければならないこととした。

(4) 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも六月に一回以上、移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行うものとする事とした。

(5) 入所支援計画の作成に係る規定の一部は、(2)の移行支援計画の作成について準用することとした。

(6) 入所支援計画の作成に係る規定の一部並びに(2)及び(3)の規定は、(4)の移行支援計画の変更について準用することとした。

5 児童発達支援管理責任者の責務の追加

児童発達支援管理責任者の責務として、次の事項を追加することとした。

児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

6 協力医療機関等

(1) 指定福祉型障害児入所施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する第二種協定指定医療機関(2)において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同法に規定する新型インフルエンザ等感染症、同法に規定する指定感染症又は同法に規定する新感染症をいう。(2)において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならないこととした。

(2) 指定福祉型障害児入所施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならないこととした。

7 その他所要の規定の整備を行うこととした。

8 施行期日
令和六年四月一日から施行することとした。ただし、7の一部は、規則で定める日から施行することとした。

◇奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

1 指定居宅介護等の取扱方針の追加

指定居宅介護、指定療養介護、指定短期入所、指定重度障害者等包括支援及び指定共同生活援助の取扱方針において、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮することを追加することとした。

2 居宅介護計画の交付

サービス提供責任者は、利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の指定計画相談支援をいう。以下同じ。)又は指定障害児相談支援(児童福祉法の指定障害児相談支援をいう。)を行う者(以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。)に、居宅介護計画を交付しなければならないこととした。

3 居宅介護事業のサービス提供責任者等の責務の追加

居宅介護事業のサービス提供責任者並びに指定就労定着支援事業及び指定共同生活援助のサービス管理責任者の責務として、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならないことを追加することとした。

4 基準該当居宅介護事業所等の管理者の兼務範囲の明確化

基準該当居宅介護事業所及び特定基準該当障害福祉サービス事業者の管理者が、管理上支障がない場合に職務に従事することができる他の事業所は、同一敷地内にあることを要しないこととした。

5 療養介護計画の作成等の変更

(1) サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、支援内容を検討しなければならないこととした。

(2) アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断力等について丁寧に把握しなければならないこととした。

(3) サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議に利用者を招集するとともに、当該会議において、利用者の生活に対する意向等を改めて確認するものとするものとした。

(4) サービス管理責任者は、療養介護計画を利用者及び指定特定相談支援事業者等に交付しなければならないこととした。

6 指定生活介護事業所等の従業者の員数の変更

指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所及び特定基準該当障害福祉サービス事業所に置くことができる従業者に、言語聴覚士を追加することとした。

7 重度障害者等包括支援計画の作成の変更

サービス提供責任者は、利用者及びその同居の家族並びに指定特定相談支援事業者等に、重度障害者等包括支援計画を交付しなければならないこととした。

8 共生型自立訓練（機能訓練）を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準

共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者が

当該事業に関して満たすべき基準を設けることとした。

9 基準該当自立訓練（機能訓練）の基準の変更

基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者が当該事業に関して満たすべき基準を追加することとした。

10 基準該当障害福祉サービス（自立訓練）を行う病院又は診療所の基準

自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービスを行う病院又は診療所が当該サービスに関して満たすべき基準を設けることとした。

11 就労選択支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準

就労選択支援に係る指定障害福祉サービスの事業について、新たに人員、設備及び運営に関する基準を設けることとした。

12 就労選択支援に関する情報提供

(1) 指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。こととした。

(2) (1)は、指定就労継続支援A型、指定就労継続支援B型及び基準該当就労継続支援B型の事業について準用することとした。

13 就労定着支援の実施主体の追加

指定就労定着支援事業者の実施主体に、障害者就業・生活支援センターを追加することとした。

14 指定自立生活援助事業所の従業者の員数の変更

サービス管理責任者が常勤である場合における指定自立生活援助事業所に置くサービス管理責任者の員数の基準を緩和することとした。

15 指定共同生活援助の基本方針の変更

指定共同生活援助（日中サービス支援型指定共同生活援助及び外部サービス利用型指定共同生活援助を含む。）の事業は、日常生活上の援助に併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならないこととした。

16 指定共同生活援助における退去の際の援助

指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、退居に必要な援助を行い、又

はこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助を行わなければならないこととした。

17 指定共同生活援助における地域との連携等

(1) 指定共同生活援助事業者（日中サービス支援型指定共同生活援助を含む。22において同じ。）は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならないこととした。

(2) 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。以下「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととした。

(3) 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならないこととした。

(4) 指定共同生活援助事業者は、(2)の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならないこととした。

(5) (2)から(4)までは、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しないこととした。

18 協力医療機関等

(1) 指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する第二種協定指定医療機関（(2)において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同法に規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症をいう。(2)において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならないこととした。

(2) 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならないこととした。

19 特例の期限延長

特定の利用者が従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護を希望する場合、従業者以外の者による介護等を受けさせてはならない規定を適用しない特例について、その期限を令和九年三月三十一日に延長することとした。

20 その他所要の規定の整備を行う。 21 施行期日等

- (1) 令和六年四月一日から施行することとした。ただし、11及び12は、規則で定める日から施行することとした。
- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

例

1 療養介護の取扱方針の追加

療養介護の取扱方針において、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができないよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならないことを追加することとした。

2 療養介護計画の作成等の変更

- (1) サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、支援内容を検討しなければならないこととした。

- (2) アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断力等について丁寧に把握しなければならないこととした。

- (3) サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議に利用者を招集するとともに、当該会議において、利用者の生活に対する意向等を改めて確認するものとする事とした。

- (4) サービス管理責任者は、療養介護計画を利用者又は障害児の保護者及び指定特定相談支援事業者等に交付しなければならないこととした。

3 療養介護事業のサービス管理責任者の責務の追加

療養介護事業のサービス管理責任者の責務として、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならないことを追加することとした。

4 生活介護事業所等の職員の配置の基準の変更

生活介護事業所及び自立訓練（機能訓練）事業所に置くことができる従業者に、言語聴覚士を追加することとした。

5 就労選択支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準

就労選択支援の事業について、新たに人員、設備及び運営に関する基準を設けることとした。

6 就労選択支援に関する情報提供

(1) 就労移行支援事業者は、利用者に対し、計画相談支援を行う者と連携し、定期的な就労選択支援に関する情報提供を行うものとする事とした。

(2) (1)は、就労継続支援A型及び就労継続支援B型の事業について準用することとした。

7 その他所要の規定の整備を行うこととした。

8 施行期日等

(1) 令和六年四月一日から施行することとした。ただし、5及び6は、規則で定める日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

1 財政安定化基金拠出率の改定

財政安定化基金拠出金に係る条例で定める割合は、十万分の四十一（現行十万分の三十八）とすることとした。

2 施行期日

令和六年四月一日から施行することとした。

◇奈良県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 施設長の兼務範囲の明確化

軽費老人ホームの施設長が管理上支障がない場合に職務に従事することができる他の事業所、施設等は、同一敷地内にあることを要しないこととした。

2 協力医療機関との連携体制の構築及び新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携強化

(1) 軽費老人ホームは、協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならないこととした。

ア 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

イ 当該軽費老人ホームからの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を常時確保していること。

(2) 軽費老人ホームは、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならないこととした。

(3) 軽費老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する第二種協定指定医療機関（(4)において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同法に規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症をいう。（4）において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならないこととした。

(4) 軽費老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならないこととした。

(5) 軽費老人ホームは、入所者が協力医療機関等に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならないこととした。

3 書面揭示規制の見直し

軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならないこととした。

4 その他所要の規定の整備を行うこととした。

5 施行期日

令和六年四月一日から施行することとした。ただし、3は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇奈良県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 施設長の兼務範囲の明確化

養護老人ホームの施設長が管理上支障がない場合に職務に従事することができる他の事業所、施設等は、同一敷地内にあることを要しないこととした。

2 協力医療機関との連携体制の構築及び新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携強化

(1) 養護老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次に掲げる要件を満たす協力医療機関（ウの要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかなければならないこととした。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより次に掲げる要件を満たすこととしても差し支えないこととした。

ア 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

イ 当該養護老人ホームからの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を常時確保していること。

ウ 入所者の病状が急変した場合等において、当該養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

(2) 養護老人ホームは、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならぬこととした。

(3) 養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する第二種協定指定医療機関（4）において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同法に規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症をいう。（4）において同じ。）の発生時等の対応を取り決

めるよう努めなければならないこととした。

(4) 養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならないこととした。

(5) 養護老人ホームは、入所者が協力医療機関等に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該養護老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならないこととした。

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

4 施行期日等

(1) 令和六年四月一日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 小規模特別養護老人ホームの配置基準の緩和

(1) 特別養護老人ホーム（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定により公示された過疎地域の市町村に所在し、かつ、入所定員が三十人の特別養護老人ホームに限る。1において同じ。）に奈良県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（2）において「指定居宅サービス等基準等条例」という。）に規定する指定短期入所生活介護事業所又は奈良県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（1）及び（2）において「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができることとした。

(2) 特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準等条例に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（2）において「指定地域密着型サービス基準」という。

）に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができることとした。

2 緊急時等における対応方法の定期的な見直しの義務化

(1) 特別養護老人ホームは、医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならぬこととした。

(2) 特別養護老人ホームは、(1)の医師及び協力医療機関の協力を得て、一年に一回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならないこととした。

3 協力医療機関との連携体制の構築及び新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携強化

(1) 特別養護老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次に掲げる要件を満たす協力医療機関（ウの要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかなければならないこととした。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより次に掲げる要件を満たすこととしても差し支えないこととした。

ア 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

イ 当該特別養護老人ホームからの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を常時確保していること。

ウ 入所者の病状が急変した場合等において、当該特別養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認めら

れた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

(2) 特別養護老人ホームは、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならぬこととした。

(3) 特別養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する第二種協定指定医療機関(4)において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同法に規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症をいう。(4)において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならないこととした。

(4) 特別養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合において、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならないこととした。

(5) 特別養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならないこととした。

4 介護現場の生産性向上

特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的に開催しなければならないこととした。

5 ユニットケアの質の向上のための体制の確保

ユニット型特別養護老人ホームの施設長は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならないこととした。

6 その他所要の規定の整備を行うこととした。

7 施行期日等

(1) 令和六年四月一日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

1 小規模介護老人福祉施設の配置基準の緩和

(1) 指定介護老人福祉施設（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定により公示された過疎地域の市町村に所在し、かつ入所定員が三十人の指定介護老人福祉施設に限る。以下1において同じ。）に奈良県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（2）において「指定居宅サービス等基準」という。）に規定する指定短期入所生活介護事業所又は奈良県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（1）及び（2）において「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないこととした。

(2) 指定介護老人福祉施設に指定居宅サービス等基準等条例に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（2）及び（3）において「指定地域密着型サービス基準」という。）に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができることとした。

(3) 指定介護老人福祉施設に指定地域密着型サービス基準に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型サービス基準に規定する指定看護小規

模多機能型居宅介護事業所が併設される場合においては、当該指定介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される事業所の介護支援専門員により当該指定介護老人福祉施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができることとした。

2 緊急時等における対応方法の定期的な見直しの義務化

(1) 指定介護老人福祉施設は、医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならないこととした。

(2) 指定介護老人福祉施設は、(1)の医師及び協力医療機関の協力を得て、一年に一回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならないこととした。

3 管理者の兼務範囲の明確化

指定介護老人福祉施設の管理者が、管理上支障がない場合に職務に従事することができる他の事業所は、同一敷地内にあることを要しないこととした。

4 協力医療機関との連携体制の構築及び新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携強化

(1) 指定介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次に掲げる要件を満たす協力医療機関（ウの要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかなければならないこととした。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより次に掲げる要件を満たすこととしても差し支えないこととした。

ア 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

イ 当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を常時確保していること。

ウ 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

(2) 指定介護老人福祉施設は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事

に届け出なければならぬこととした。

(3) 指定介護老人福祉施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する第二種協定指定医療機関（(4)において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同法に規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症をいう。（4）において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならないこととした。

(4) 指定介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならないこととした。

(5) 指定介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるよう努めなければならないこととした。

5 書面揭示規制の見直し

指定介護老人福祉施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならないこととした。

6 介護現場の生産性向上

指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護老人福祉施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催しなければならないこととした。

7 ユニットケアの質の向上のための体制の確保

ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならないこととした。

8 その他所要の規定の整備を行うこととした。

9 施行期日等

(1) 令和六年四月一日から施行することとした。ただし、5は、令和七年四月一日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 管理者の兼務範囲の明確化

介護老人保健施設の管理者が、管理上支障がない場合に職務に従事することができる他の事業所は、同一敷地内にあることを要しないこととした。

2 協力医療機関との連携体制の構築及び新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携強化

(1) 介護老人保健施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次に掲げる要件を満たす協力医療機関（ウの要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかなければならないこととした。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより次に掲げる要件を満たすこととしても差し支えないこととした。

ア 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

イ 当該介護老人保健施設からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を常時確保していること。

ウ 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護老人保健施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

(2) 介護老人保健施設は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならないこととした。

(3) 介護老人保健施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する第二種協定指定医療機関（④において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同法に規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症をいう。（④において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならないこととした。

(4) 介護老人保健施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合にお

いては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならないこととした。

(5) 介護老人保健施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護老人保健施設に速やかに入所させることができるよう努めなければならないこととした。

3 書面揭示規制の見直し

指定介護老人保健施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならぬこととした。

4 介護現場の生産性向上

介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護老人保健施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催しなければならないこととした。

5 ユニットケアの質の向上のための体制の確保

ユニット型介護老人保健施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならないこととした。

6 その他所要の規定の整備を行うこととした。

7 施行期日等

(1) 令和六年四月一日から施行することとした。ただし、3は、令和七年四月一日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例

第一 奈良県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正関係

1 管理者の兼務範囲の明確化

指定訪問介護事業者等の管理者が、管理上支障がない場合に職務に従事することができるとして、同一敷地内にあることを要しないこととした。

2 身体的拘束等の適正化の推進

(1) 指定訪問介護等の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならないこととした。

(2) (1)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由（当該理由について検討した過程を含む。）、解除予定日並びに解除に向けた具体的な取組を記録しなければならないこととした。

(3) 指定短期入所生活介護事業者等は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならないこととした。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

3 書面揭示規制の見直し

指定訪問介護事業者等は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならないこととした。

4 医師配置基準の緩和

指定訪問リハビリテーション事業所等が介護保険法（以下「法」という。）により指定居宅サービス事業者の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、奈良県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例又は奈良県指定介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、医師が常勤でなければならないとする基準を満たしているものとみなすことができることとした。

5 リハビリテーション計画書の入手及び把握の義務化

医師等は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係

る訪問リハビリテーション計画等の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならないこととした。

6 介護現場の生産性向上

指定短期入所生活介護事業者等は、当該指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的開催しなければならないこととした。

7 ユニットケアの質の向上のための体制の確保

ユニット型指定短期入所生活介護事業所等の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならないこととした。

8 生産性向上に先進的に取り組む特定施設に係る人員配置基準の柔軟化

次に掲げる要件のいずれにも適合する場合においては、特定施設従業者の員数の基準を柔軟化することとした。

(1) 指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する7の委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（②において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組

による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

9 口腔衛生の強化

指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居者の口腔^{くわう}の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならないこととした。

10 協力医療機関との連携体制の構築及び新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携強化

(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならないこととした。

ア 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

イ 当該指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を常時確保していること。

(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、一年に一回以上、協力医療機関の間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならないこととした。

(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する第二種協定指定医療機関(4)において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同法に規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症をいう。(4)において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならないこととした。

(4) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならないこととした。

(5) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるよう努めなければならないこととした。

11 福祉用具の提供に係る利用者等説明の強化

(1) 法に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うものとする事とした。

(2) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととした。

(3) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととした。

(4) 福祉用具専門相談員は福祉用具貸与計画の作成に当たって、福祉用具貸与計画の実施状況の把握（12において「モニタリング」という。）を行う時期等を記載しなければならないこととした。

(5) 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする事とした。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から六月以内に少なくとも一回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする事とした。

(6) 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならないこととした。

(7) 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする事とした。

12 その他所要の規定の整備を行うこととした。

第二 奈良県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正関係

所要の規定の整備を行うこととした。

第三 奈良県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正関係

指定居宅療養管理指導事業における虐待の防止及び業務継続計画の策定等に係る経過措置の適用期限を令和九年三月三十一日までとすることとした。

第四 施行期日等

1 令和六年四月一日から施行することとした。ただし、次に掲げるものは、それぞれの日から施行することとした。

(1) 第一の1の一部、2の一部、4及び5並びに第二 令和六年六月一日

(2) 第一の3 令和七年四月一日

2 その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例等の一部を改正する条例

第一 奈良県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例等の一部改正関係

1 管理者の兼務範囲の明確化

指定介護予防訪問入浴介護事業者等の管理者が、管理上支障がない場合に職務に従事することができる他の事業所は、同一敷地内にあることを要しないこととした。

2 身体的拘束等の適正化の推進

(1) 指定介護予防訪問入浴介護等の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならないこととした。

(2) (1)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由（当該理由について検討した過程を含む。）、解除予定日並びに解除に向けた具体的な取組を記録しなければならないこととした。

(3) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならないこととした。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

3 書面揭示規制の見直し

指定訪問介護事業者等は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならぬこととした。

4 医師配置基準の緩和

指定介護予防訪問リハビリテーション事業所等が介護保険法（以下「法」という。）により指定居宅サービス事業者の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、奈良県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例又は奈良県指定介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例に規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、医師が常勤でなければならないとする基準を満たしているものとみなすことができることとした。

5 リハビリテーション計画書の入手及び把握の義務化

医師等は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画等の作成に当たっては、当該医療機関が作成したりリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならないこととした。

6 介護現場の生産性向上

指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的開催しなければならないこととした。

7 ユニットケアの質の向上のための体制の確保

ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所等の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならないこととした。

8 生産性向上に先進的に取り組む特定施設に係る人員配置基準の柔軟化
次に掲げる要件のいずれにも適合する場合においては、特定施設従業者の員数の基準を柔軟化することとした。

(1) 指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する7の委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（②において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

9 口腔衛生の強化

指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、入居者の口腔くわうの健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならないこととした。

10 協力医療機関との連携体制の構築及び新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携強化

(1) 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならないこととした。

ア 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

イ 当該指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保していること。

(2) 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならないこととした。

(3) 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する第二種協定指定医療機関（(4)において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同法に規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症をいう。(4)において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならないこととした。

(4) 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならないこととした。

(5) 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるよう努めなければならないこととした。

11 福祉用具の提供に係る利用者等説明の強化

(1) 法に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定介護予防福祉用具貸与販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うものとする事とした。

(2) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行

つてはならないこととした。

- (3) (2)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由（当該理由について検討した過程を含む。）、解除予定日並びに解除に向けた具体的な取組を記録しなければならないこととした。
- (4) 福祉用具専門相談員は福祉用具貸与計画の作成に当たって、福祉用具貸与計画の実施状況の把握（12において「モニタリング」という。）を行う時期等を記載しなければならないこととした。
- (5) 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとすることとした。ただし、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から六月以内に少なくとも一回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする事とした。

(6) 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならないこととした。

(7) 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて当該介護予防福祉用具貸与計画の変更を行うものとする事とした。

12 その他所要の規定の整備を行うこととした。

第二 奈良県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部改正関係

所要の規定の整備を行うこととした。

第三 奈良県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正関係

指定居宅療養管理指導事業における虐待の防止及び業務継続計画の策定等に係る経過措置の適用期限を令和九年三月三十一日までとすることとした。

第四 施行期日等

1 令和六年四月一日から施行することとした。ただし、次に掲げるものは、それぞれの日から施行することとした。

(1) 第一の1の一部、2の一部、4及び5並びに第二 令和六年六月一日

(2) 第一の3 令和七年四月一日

2 その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 管理者の兼務範囲の明確化

介護医療院の管理者が、管理上支障がない場合に職務に従事することができる他の事業所は、同一敷地内にあることを要しないこととした。

2 協力医療機関との連携体制の構築及び新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携強化

(1) 介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次に掲げる要件を満たす協力医療機関（ウの要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかなければならないこととした。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより次に掲げる要件を満たすこととしても差し支えないこととした。

ア 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

イ 当該介護医療院からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を常時確保していること。

ウ 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護医療院の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

(2) 介護医療院は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならぬこととした。

(3) 介護医療院は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する第二種協定指定医療機関（4）において「第二種協定指定医療機関」ということの間で、新興感染症（同法に規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症をいう。（4）において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよ

う努めなければならないこととした。

(4) 介護医療院は、協力医療機関が、第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならないこととした。

(5) 介護医療院は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護医療院に速やかに入所させることができるよう努めなければならないこととした。

3 書面揭示規制の見直し

介護医療院は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならないこととした。

4 介護現場の生産性向上

介護医療院は、当該介護医療院における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護医療院における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に関催しなければならないこととした。

5 ユニットケアの質の向上のための体制の確保

ユニット型介護医療院の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならないこととした。

6 その他所要の規定の整備を行うこととした。

7 施行期日等

(1) 令和六年四月一日から施行することとした。ただし、3は、令和七年四月一日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県病院の人員の基準等及び病床の有効利用に関する条例の一部を改正する条例

1 病院が有しなければならない人員の基準の変更

病床数百以上の病院が一以上有しなければならない人員について、次のとおり変更することとした。

栄養士 ↓ 栄養士又は管理栄養士

2 施行期日

令和六年四月一日から施行することとした。

◇奈良県屋外広告物条例の一部を改正する条例

1 管理義務の対象者の追加

屋外広告物の管理義務の対象者に所有者及び占有者を追加することとした。

2 点検義務の追加

- (1) 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者は、規則で定めるところにより、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をしなければならないこととした。ただし、規則で定める簡易な広告物又は掲出物件については、この限りでないこととした。

- (2) (1)の点検のうち規則で定める広告物又は掲出物件に係るものについては、次に掲げる者が行うものとすることとした。

ア 屋外広告物法に規定する登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に
関し必要な知識について行う試験に合格した者

イ アの者と同等以上の知識を有する者として規則で定める者

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

4 施行期日

令和六年十月一日から施行することとした。ただし、2の(2)は、令和九年十月一日から施行することとした。

◇建築基準法施行条例の一部を改正する条例

1 条例の適用除外の対象となる階避難安全性能を有する建築物の階

条例の適用除外の対象となる階避難安全性能を有する建築物の階は、階避難安全検証法により確かめられた主要構造部が準耐火構造である建築物（特定主要構造部が耐火構造である建築物を含む。2において同じ。）若しくは主要構造部が不燃材料で造

られた建築物又は建築基準法施行令の認定を受けた建築物の階とすることとした。

2 条例の適用除外の対象となる全館避難安全性能を有する建築物

条例の適用除外の対象となる全館避難安全性能を有する建築物は、全館避難安全検証法により確かめられた主要構造部が準耐火構造である建築物若しくは主要構造部が不燃材料で造られた建築物又は建築基準法施行令の認定を受けた建築物とすることとした。

3 施行期日

令和六年四月一日から施行することとした。

◇奈良県新型コロナウイルス感染症対策基金条例を廃止する条例

1 条例の廃止

奈良県新型コロナウイルス感染症対策基金条例（令和二年四月奈良県条例第二号）は、廃止することとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇奈良県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例を廃止する等の条例

1 奈良県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の廃止

奈良県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年十月奈良県条例第十六号）は、廃止することとした。

2 奈良県介護従事者確保のための外国人留学生修学支援資金貸与条例の一部改正

介護療養型医療施設に係る規定を削ることとした。

3 施行期日

令和六年四月一日から施行することとした。

◇奈良県女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例

1 女性自立支援施設の設備及び運営の基準

女性自立支援施設の設備及び運営の基準について次のように定めることとした。

(1) 趣旨

(2) 基本方針

(3) 設備及び運営に関する基準

2 施行期日等

(1) 令和六年四月一日から施行することとした。

(2) 奈良県婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例は廃止することとした。

◇奈良県土木技術職員修学資金貸与条例

1 目的

この条例は、県の機関に勤務する土木に関する技術職員の不足の状況に鑑み、県の機関に勤務する土木に関する技術職員の充足を図るため、学校等の学生で将来県土木技術職員になろうとするものに対し、修学資金を貸与することを目的とすることとした。

2 定義

この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによることとした。

ア 学校等 学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専修学校をいう。

イ 学生 学校等に在籍し、土木工学科その他の土木に関する学科又はこれに類するものとして知事が別に定めるものを専攻する者をいう。

ウ 県土木技術職員 県の採用試験（総合土木その他の土木に関する試験職種として知事が定めるものに係るものに限る。）に合格して県の機関において勤務する者をいう。

3 修学資金の貸与

(1) 知事は、1の者の申請により、その者に無利息で修学資金を貸与することができることとした。

(2) 修学資金は、知事が定める月から正規の修業年限を満了する日の属する月までの間、毎月五万円を貸与するものとした。ただし、特別の理由があるときは、あらかじめ二月分以上を併せて貸与することができるものとした。

(3) (2)の修学資金の貸与期間は、通算して五年を超えないものとした。
4 保証人

(1) 修学資金の貸与を受けようとする者は、規則で定めるところにより、保証人を立てなければならないこととした。

(2) (1)の保証人は、修学資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする_{こととした}。

5 貸与の休止

知事は、修学資金の貸与を受けている者（以下「修学生」という。）が休学し、又は停学の処分を受けたときは、3の(2)にかかわらず、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を行わないものとする_{こととした}。

6 貸与の打ち切り

知事は、修学生が次のいずれかに該当するときは、その日の属する月の翌月以降の修学資金の貸与を打ち切るものとする_{こととした}。

ア 学校等を退学したとき。

イ 心身の故障のため修学の見込みがなくなったと認められるとき。

ウ 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。

エ 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。

オ 死亡したとき。

カ その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

7 返還債務の免除

(1) 知事は、修学資金の貸与を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、修学資金の返還債務を免除するものとする_{こととした}。

ア 県土木技術職員となった日から起算して、引き続き十年間在職したとき。

イ アの期間中に業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(2) (1)のＡについては、災害、疾病その他規則で定める特別の事情により、業務に従事することができなかつた期間は、在職期間の継続性を中断しないものとし、かつ、在職期間の計算に算入しないものとする事とした。

(3) (1)のＡについては、県土木技術職員が、任命権者の要請に応じ、引き続き一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）に使用される者となるため退職し、かつ、引き続き当該一般地方独立行政法人の職員として在職した後引き続き再び県土木技術職員となった場合その他の知事が定める場合に該当する場合は、県の機関において勤務しなかつた期間は、在職期間の継続性を中断しないものとし、かつ、在職期間の計算に算入するものとする事とした。

(4) 知事は、(1)の場合を除くほか、修学資金の貸与を受けた者が次のいずれかに該当する場合には、それぞれの額を限度として、修学資金の返還債務（履行期が到来していない部分に限る。以下同じ。）を免除することができる事とした。

ア 在職期間が十年に達する日までの間に在職しなくなったとき。 在職期間の年数を十年で除して得た数値を返還債務の額に乗じて得た額

イ 死亡したとき、規則で定める程度以上の災害を受け、若しくは疾病にかかつたとき又はやむを得ない事由により修学資金を返還することができなくなったと認められるとき。 返還債務の額

(5) (2)及び(3)は、(4)のＡの場合について準用することとした。

8 返還

修学資金は、次のいずれかに該当する事由が生じた場合には、規則で定めるところにより、それぞれの事由が生じた日から一年以内に返還しなければならないこととした。

ア 6により貸与が打ち切られたとき。

イ 修学資金の貸与を受けた者が、学校等を卒業した後直ちに県土木技術職員とならなかつたとき（学校等を卒業後、引き続き他の学校等に在学しているときを除く。）。

ウ 修学資金の貸与を受けた者が、県土木技術職員となつた後、7の(1)のＡの間引き続き在職しなかつたとき（任命権者の要請に応じ、引き続き一般地方独立行政法人に使用される者となるため退職し、かつ、引き続き当該一般地方

独立行政法人の職員として在職しているときその他の知事が定めるときを除く。
）。

9 返還債務の履行猶予

知事は、修学資金の貸与を受けた者に災害、疾病その他やむを得ない理由がある
と認められる場合には、当該理由が継続する間、修学資金の返還債務の履行を猶予
することができることとした。

10 延滞利息

修学資金の貸与を受けた者は、修学資金を返還すべき日までにこれを返還しな
かったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還
すべき額につき年十・九五パーセントの割合（閏年うるしどしは、平年と同様に扱う。）で計
算した延滞利息を支払わなければならないこととした。ただし、修学資金を返還す
べき日までに返還しなかったことについてやむを得ない理由があると知事が認める
ときは、この限りでないこととした。

11 その他

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとした。

12 施行期日等

- (1) この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。
- (2) 知事は、令和十年年度を用途として、この条例の施行の状況を勘案し、必要があ
ると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必
要な措置を講ずるものとする事とした。

◇奈良県公立学校情報機器等整備基金条例

1 積立て

基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で
定める額とすることとした。

2 管理

- (1) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により
保管しなければならないこととした。
- (2) 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えること

ができることとした。

3 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるほか、基金に編入するものとする事とした。

4 処分

基金は、次のいずれかに該当する場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる事とした。

(1) 基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。

(2) 国からその財源に充てるために交付金等の交付を受けた事業の完了後においてなお当該交付金等を基金に積み立てた額に残余がある場合に、その残余の額を国庫に納付するための財源に充てるとき。

5 繰替運用

知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる事とした。

6 その他

この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めるところとした。

7 施行期日等

(1) 公布の日から施行することとした。

(2) 令和十一年六月三十日限り、その効力を失うこととした。